



# はなしようぶ

Vol.333

H29.7月

夏号



Hanasyobu

三重県労福協

<http://www.mie-rofkyo.jp>

[mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp](mailto:mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp)

- 発行所●  
一般社団法人  
三重県労働者福祉協議会  
津市栄町一丁目891
- 編集責任者●  
松林 弘
- 編集者●  
市川 景子



重ねてきた  
経験を活かして  
明るく  
サポートします!

書記

黒川 美枝子さん

おうし座 A型  
趣味:鑑賞に行くこと  
(植物・絵画等)



『相互扶助の精神』等  
この活動に  
もっと興味を持って  
いただける様に  
頑張ります!

事務局長

松本 清吾さん

みずがめ AB型  
趣味:子どもと遊ぶこと



地区労福協にお邪魔しました!

Part9

## 三泗地区労働者福祉協議会

### 日頃の活動内容から教えてください。

**松本さん:**特徴的なところでは、いろいろな施設の割引チケットの斡旋ですね。たとえば109シネマや長島温泉のプール、なばなの里などの物を取り扱っています。この時期だと長島温泉のプールチケットが最も人気があり、シーズン前になると、問い合わせが来るほどです。

### 割引チケットの斡旋という取り組みは珍しいと思います。

**松本さん:**もともと業者さんの方から声がかかって始めたという経緯がありますが、じつはチケット斡旋というのは、組合員さんに関心を持っていただきやすく、しかも全体のスケールメリットが生かせる取り組みでもあるんです。労福協の会費が年間1人60円ですが、それを払っても「入ってよかった」と思っていただけのではないのでしょうか。それに加えて、なかなか単体でこうした取り組みができない組織にとっても、意義ある活動だと思います。



カーブミラー清掃の準備も綺麗に整頓。

### 日々の活動の中で苦勞を感じることはありますか?

**松本さん:**特にこれといってありませんが、最近の傾向として組合役員の在任期間が短くなってきているように思います。昔は何年も続けて役員を担当してくださる方がいらっしゃいましたが、最近では1年くらいで交代というケースが多いようです。

### ふれあいフェスタについて教えてください。

**黒川さん:**模擬店が出たり、子ども向けのイベントや工作教室などを行っています。子ども向けの折り紙や木工教室など楽しめるイベントがあり、ガーデニング体験などは、申し込み人数が多くて、やむなくお断りするほどの人気ぶりです。



### 活動の中で思い出に残っていることはありますか?

**松本さん:**思い出といえば、やっぱり焼きそばですね。四日市の桜まつりの時に、三泗労福協で焼きそば屋台を出店したのですが、普段、鉄板で焼きそばを焼くことなんてありませんから、楽しかったですね。また組合役員をやっていると自然に顔が広くなりますが、そうした知り合いの方からチョコバナナを差し入れてもらったりと、組合ならではの横のつながりも経験できました。

### 今後の目標をお願いします。

**松本さん:**本来の労福協の目的は、福祉事業団体の推進ですが、単組に対してどのような推進ができるのかというあたりが、今の課題です。いろいろな商品やサービスがあふれている世の中で、相互扶助の精神というものをどこまで浸透させられるのか、難しい時代に入ってきたことを実感しています。具体的な話では、新入社員を中心とした若年層向けと役員対象と、参加者を分けて研修会を行っていますが、かつて私自身も参加者の立場で出席させてもらっていました。その時の経験を踏まえて、みなさんに興味を持っていただけるような研修会を計画したいと考えています。





## 第6回定時社員総会

# 今がチャンス!

**労働者自主福祉運動の積極的な推進により、  
共助の輪を拡大しよう!**



吉川理事長

第6回定時社員総会は5月19日(金)議決権をもつ社員全員とオブザーバーの皆さんに出席いただき、勤労者福祉の向上と生活安定をはかるため「労働者自主福祉運動」を通じて労働福祉事業団体(労金・全労済・住宅生協)の利用促進をはかり、共助の輪を広げる行動を積極的に推進することを確認しました。

主催者を代表して、吉川理事長からは(概略)『この1年間、構成組織や関係団体の協力をいただき、共助の輪を拡大する、運動の原点を考える取組みを積極的に展開しました。共助の輪を拡大する取組みにおいては、労働福祉事業団体の利用促進をはかり、会員拡大をめざしてきました。また、運動の原点を考える取組みは、各種研修会を通じて、運動の必要性・重要性を訴えてきました。しかし、運動は“決めたことは守る”、“決めたことはしっかり成果を上げる”ことだと思っています。昨今、このことが少し希薄になっているようにも思います。職場に「伝えた、頼んでおきました」だけで終わっており、あとのフォローがない、フォローもなく成果がなければ運動ではありません。経済状況は回復基調であり、データで見ると雇用状況、労働市場は改善されてきました。

今がチャンス!各団体が協力して会員拡大をはかる、これが政治に対する影響力となり、運動の力強さになって返ってきます。いま、政治情勢は巨大与党による強行的な国会運営が行われています。国民の声を反映するためにも、それぞれの立場で問題提起をし、社会の大きなうねりをおこさなければなりません。福祉運動は平和があってその上に成り立っています。平和を守る根底となる運動をしっかりとやっていきたいと思います。最後に、勤労者福祉向上とワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、ともにがんばりましょう』との挨拶がありました。



総会議長には松阪多気地区 垣本 大社員が選出され、以下の議件について審議が行われました。

- 第1号議案 2016年度事業報告
- 第2号議案 2016年度収支決算・監査報告
- 第3号議案 2017年度事業計画
- 第4号議案 2017年度収支予算
- 第5号議案 役員報酬に関する件
- 第6号議案 理事選任に関する件(補欠選任)

役職	氏名	推薦団体	備考
理事長	吉川 秀治	連合三重	
副理事長	番条 喜芳	//	
//	千田 喜久治	全労済三重	
専務理事	松林 弘	連合三重	事務局長兼務
理事	峯 孝二	//	
//	中村 武志	//	
//	金森 美智子	//	新
//	土森 弘和	東海労金	
//	中居 信明	住宅生協	
//	佐野 立也	桑員地区労福協	新
//	山下 厚	三泗 //	新
//	大橋 高光	鈴鹿 //	新

役職	氏名	推薦団体	備考
//	西部 隆哉	亀山 //	
//	馬場 俊行	伊賀 //	
//	佐々木 達也	名賀 //	
//	田原 義洋	中勢 //	
//	田所 伸吾	松阪多気 //	新
//	田端 伸行	(社)伊勢志摩労福協	
//	村田 雅尚	紀北地区労福協	新
//	山口 貴之	南熊 //	
監事	廣瀬 純子	連合三重	
//	深田 明美	//	
//	浅野 啓介	//	

以上、第1号議案から第6号議案まで、社員全員の総意で可決決定され、総会は終了しました。

2017年5月19日現在





## 働き方改革と労協の役割

皆さんは「エコノミックアニマル」という意味をご存じですか？この言葉は戦後の経済成長や海外進出のあり方について、昭和40年にパキスタンのブット外相が言ったもので、もともとは誉め言葉であったものが、誤訳され批判する言葉として「日本人はエコノミックアニマルだ」と言われて来ました。

なぜ、批判する言葉なのか、それはこの言葉の意味が「経済的利潤の追求を第一として活動する人」とされているからです。そして日本には古来より「滅私奉公」の精神があり、個人よりも公、職を優先すべきとの考えが根強くあります。

「経済的利潤の追求が第一」、「滅私奉公」この二つを組み合わせると、私たちがおかれている社会環境と働いている姿が浮かんできます。そうです、昔も今も長時間労働や過労により死亡する人、労働災害や職業病に見られる安全を損なってまでも就労せざるを得ない背景があり、なんと若者を苦しめるブラックバイトや労働基準法を守らない、いわゆるブラック企業などが横行しています。

働き方改革は利潤を優先する企業とそこに働く個人(勤労者)双方に課せられた課題であるように思います。

いま、日本の社会が求めなければならないのは、仕事と生活の調和がとれた社会、「ワーク・ライフ・バランス」の実現です。

労協の活動は勤労者の福祉向上と安定、ゆとり・豊かさを追求するものです。勤労者の福祉向上は「労働者自主福祉運動」により、労働福祉事業団体(労金・全労済・住宅生協)の利用促進をはかることで“ともに助け合い向上する”ことにその役割があります。

もう一つは、ゆとり・豊かさを求める活動であり、政策制度要求を通じて貧困・格差がない社会やワーク・ライフ・バランスを実現するところにあります。特にライフ面の充実をサポートする役割を担っています。

地区労協でおこなっているさまざま行事は、勤労者やその家族、地域住民に対するライフ面をサポートする活動であり、大きな意義があります。

労協の活動を積極的に推進し、働き方改革を通じて、社会に潜む行き過ぎた「利潤を優先させる風潮」を排除するため、ともにがんばりましょう！



知っていますか？

## 働く人の法律知識

～弁護士：渡辺伸二が語る労働問題あれこれ～

弁護士  
渡辺 伸二



### 「求人詐欺」が止まらない

求人詐欺とは、実際の労働条件より良い労働条件であるかのように見せかけて、求職者を集める手法をいう。民間の求人広告はもちろんハローワークの求人票においても横行しており社会問題となっている。

その被害件数は、ハローワークに寄せられた苦情等の件数は12年7783件、13年9380件、14年1万2252件、15年1万0937件と年間1万件を超えている。15年の苦情の内容は、賃金に関するものが約24%、就業時間に関するものが約19%となっている。

民間の求人広告についての被害件数は調査がなされていないが、これだけ民間の求人広告が普及した(常用就職の新規求人申込み件数は年間約1584万件)日本社会において多数に上っているはずである。

具体的な被害実態のわかりやすい例は、求人広告に「大卒月給30万円+各種手当+インセンティブなど」と記載され、就職説明会の配付資料にも、「基本給30万円、完全週休2日制」と魅力的な条件が記載されていた。ところが入社して働き出したところ、休日は月2日程度、残業は月150時間、受け取った給与明細には「基本給15万円、固定残業代15万円」と書かれ、休日出勤手当も150

時間の残業代も支払われなかった。雇用契約書は、あいまいな記載となっていた。この労働者は会社に「入社時の説明と違う」と文句を言ったところ、「能力不足」を理由にやめさせられた。連合みえに相談があり私が代理人として裁判所へ労働審判を申し立て、解雇は違法だと認めさせ、6ヶ月分の給与を解決金として支払わせた。

この様なことが何故起こるのか？企業が求人競争において他社より優位に立つため、魅力的な労働条件だと宣伝し求職者を集めるためである。これでは、採用をめぐる企業間の公正な競争が阻害され、何より応募して就職した労働者が無用な時間を過ごすことになる。特に、新卒の青年の場合には、宣伝された労働条件が真実のものと信じ内々定・内定と進み、その後「宣伝に偽りあり」と分かった時点では、既に就活市場は翌年度の卒業予定者のもとになっており1年を棒に振ることになる。

厚労省は一定の対策を取り始めているが未だ実効性が無く、有効な対策が取られなければならない。





# 1、企業型DCにおけるマッチング拠出と個人型DCの選択 2、民間企業の個人型DC加入可否&拠出限度額・確認フロー 3、掛金納付方法の違いと国民年金第1号～3号の加入資格の確認



今回は、民間企業にお勤めの皆様に関する企業型DCにおける「マッチング拠出」と「個人型DC」を選択する際の留意点について学習し、民間企業の個人型DC加

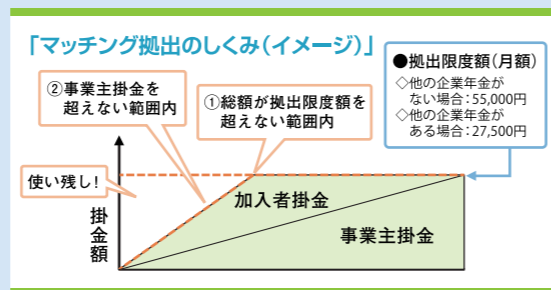
入可否&拠出限度額・確認フロー、掛金納付方法の違いによる留意点・国民年金第1号～3号被保険者の加入資格についてご案内いたします。

## 企業型DCにおけるマッチング拠出と個人型DCの選択

### マッチング拠出とは、

●マッチング拠出は、企業型DC制度において①法定の拠出限度額の範囲内かつ②事業主掛金の範囲内で加入者(従業員)も掛金を拠出でき、従業員が拠出した掛金全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の適用となる制度です。

一般に給与等に比例して事業主掛金が決まることが多いDC制度では、一定の勤続年数を経た従業員の多くが事業主掛金だけで拠出限度額に近づいており加入者掛金額が小さい一方、若年層も事業主掛金が少額であるため加入者掛金額が制限されてしまうことが課題となっています。



### 企業型DC制度の導入と個人型DCの利用選択 … 「マッチング拠出」 or 「個人型DC」

規約において①～③のいずれかを選択可能にする		
<b>①事業主拠出のみ(現行)</b> ▶ 年額66万円(33万円)以内で全額事業主が拠出	<b>②事業主拠出+マッチング拠出(現行)</b> ▶ 年額66万円(33万円)以内で事業主及び加入者が拠出 (加入者は事業主拠出の範囲内でのみ拠出が可能)	<b>③事業主拠出+個人型DC(新規)</b> ▶ 年額42万円(18.6万円)以内で事業主拠出が可能 ▶ 従業員は年額24万円(14.4万円)以内で個人型DCに拠出可能
66万円(33万円) 事業主拠出	66万円(33万円) 事業主拠出 + 加入者拠出	24万円(14.4万円) 個人型DC + 42万円(18.6万円) 事業主拠出

企業型DCの実施事業主は、左図①～③の選択肢のうちいずれかを規約により選択できます。

労使協議が必要となります。

(注)カッコ内の数字は、企業型DCに加えてDC以外の企業年金(DB等)を実施している場合の拠出限度額です。

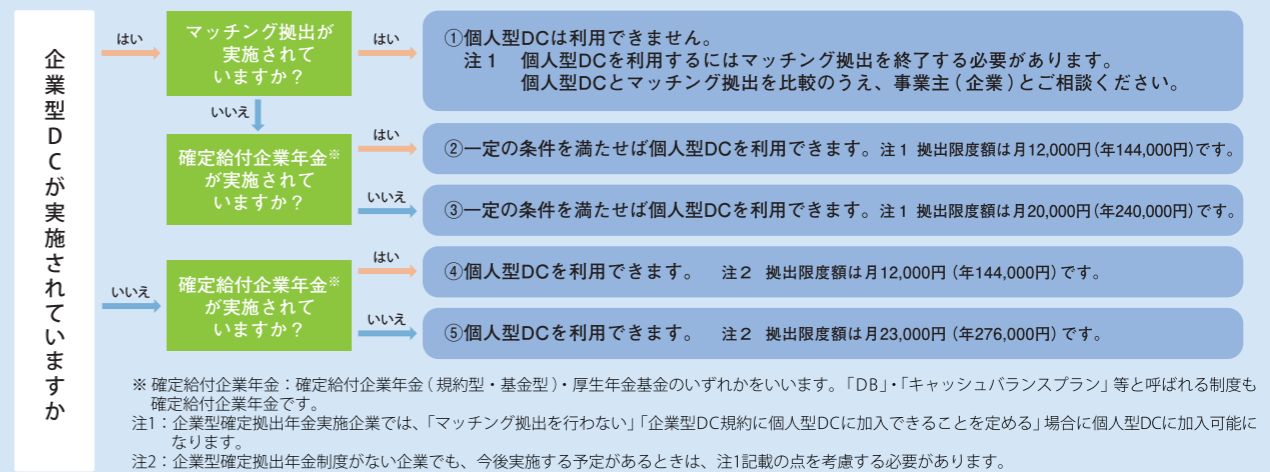
【出典】平成27年1月16日 第15回社会保障審議会企業年金部会

### マッチング拠出と個人型DCとの比較

	企業型DCにおけるマッチング拠出	個人型DC(iDeCo)
税制	共通 (拠出時の所得控除・運用益非課税・受給時の税制優遇)	
掛金額	下限なし 上限は事業主掛金額による制限あり	下限5千円 上限1.2万円～2.3万円(月額)
手数料	通常は事業主負担	加入者が負担(年間6千円程度)
口座管理	単一の企業型DC口座で運用する(事業主掛金と加入者掛金を1口座で運用できる)	企業型DC口座と個人型DC口座の2口座(それぞれで、運用する必要がある)

## 民間企業の個人型DC加入可否&拠出限度額・確認フロー

民間企業では企業年金制度の有無・種類等により、個人型DCの加入可否・拠出限度額が異なります。



※ 確定給付企業年金: 確定給付企業年金(規約型・基金型)・厚生年金基金のいずれかをいいます。「DB」「キャッシュバランスプラン」等と呼ばれる制度も確定給付企業年金です。  
注1: 企業型確定拠出年金実施企業では、「マッチング拠出を行わない」「企業型DC規約に個人型DCに加入できることを定める」場合に個人型DCに加入可能になります。  
注2: 企業型確定拠出年金制度がない企業でも、今後実施する予定があるときは、注1記載の点を考慮する必要があります。

## 掛金納付方法と国民年金第1号～3号の加入資格確認

### 掛金納付方法(賃金控除または口座振替)

	掛金の所得控除方法	事業主の事務負担	加入者のメリット	加入者のデメリット
賃金控除	事業主は、給与等の源泉徴収税額の算出にあたって、社会保険料と小規模企業共済等掛金の合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払いがあったものとして計算する。	所得控除のため加入者の掛金管理と給与システム修正の必要あり。毎月掛金の合算金額の口座入金処理。	給与天引きであり、確実な積立が可能となる。	なし
口座振替	従業員は、年末調整のため、国基連より受領する「小規模企業共済等掛金払込証明書」を事業主に提出する。なお、初回掛金の納付は10月以降の場合、同証明書発行が1月になり、確定申告が必要。	所得控除は、年末調整時の他の控除項目と同様の扱い。	なし	加入者の口座からの掛金引落であり、残高不足の場合、積立ができない可能性がある。

### 国民年金第1号～第3号被保険者 / 加入資格の確認

	国民年金の被保険者資格の種別を確認	個人型DC加入条件を確認
第1号被保険者	日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農家や漁業に従事している者、その配偶者、及び学生等。(注)	【第1号加入者】 個人で金融機関に加入手続きを取ります。
第2号被保険者	60歳未満の厚生年金保険の被保険者(民間会社員など)及び国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員などの厚生年金加入者。	【第2号加入者】 事業主から証明書を受領し、従業員の皆様が金融機関に加入手続きを取ります。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者。	【第3号加入者】 扶養者に確認し、個人で金融機関に加入手続きを取ります。

(注)・農業者年金の被保険者は加入できません。  
・国民年金の保険料を全額免除(ただし、障害基礎年金の受給権者や厚生労働省令で定める施設の入所者は除きます)、又は半額免除、学生納付猶予、若年者納付猶予の者は加入できません。

全労済の  
**住まいる共済**  
【新】火災共済・【新】自然災害共済  
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

火災だけじゃない。  
**台風・豪雨・落雷・地震・雪害…**  
多発する自然災害への備えを!

ZENROSAI NEWS  
2417B003



2017年1月  
三重県北部で発生した大雪

約**3,920**件  
約**11億6,600万円**

共済金をお支払いしました  
(2017年5月25日時点)

**共済金支払例**

持ち家  
【鉄骨・耐火構造】  
住宅 2,000万円(200口)  
家財 500万円(50口)  
合計 2,500万円(250口)  
の新火災共済にご加入

**新火災共済**  
のみ  
加入した場合  
月々の掛金:875円

**新火災共済+**  
**新自然災害共済**  
標準タイプ  
に加入した場合  
月々の掛金:2,375円

**大雪によって**

被害額  
**518,000円**  
損害の程度  
一部壊  
(住宅部分)  
被害内容  
●瓦が割れた  
●テラスが破損した  
●雨どいが壊れた

共済金支払内容  
■新火災共済  
(住宅一部壊50万円超)  
共済金……………20万円  
臨時費用共済金※…30,000円  
※共済金の15%  
共済金合計額  
**230,000円**

共済金支払内容  
■新火災共済  
(住宅一部壊50万円超)  
共済金……………20万円  
臨時費用共済金※…30,000円  
■新自然災害共済  
(住宅一部壊50万円超)  
共済金…35万8,000円  
その差は  
約**36万円!**  
共済金合計額  
**588,000円**

付帯するのとしらないのとでは、  
**こんなにも差があるの!?**

新自然災害共済【標準タイプ】を付帯しても掛金は手頃だし、  
ボクは付帯加入しよう!

**新自然災害共済**

お問い合わせは全労済三重県本部まで

- 津支所 tel.059-227-6170 ●伊勢支所 tel.0596-25-7965
- 四日市支所 tel.059-354-0033 ●伊賀支所 tel.0595-64-7456

受付時間  
平日9:00~17:00、  
伊賀支所は 9:00~12:30、13:30~17:00  
(土・日・祝日、12月30日~1月3日は休業)

■出資金について(新しく組合員になれる方へ)  
全労済は消費生活協同組合法にもつき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生活協同組合の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。 ※なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用される、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとし、脱退の手続きをさせていただきます(該当の場合があります)のでご注意ください。  
◇掛金の払込方法-月払いの場合…1,200円(毎月100円×12ヵ月)  
◇掛金の払込方法-年払いの場合…1,000円(1回のみ)

ご契約者の皆さまへ  
全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っています。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

保障のことなら  
**全労済**  
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済三重県本部  
(三重県労働者共済生活協同組合)

2417B003.17.05KD



新団地

亀山市川合町

「かがやきの街」

団地名「かがやきの街」は  
亀山地区労福協の皆様から  
公募で決定いたしました。



2017年 **7月** **完成OPEN**



今回分譲区画数 / **6** 区画

- 土地面積 / 194.00㎡ (58.68坪) ~ 239.06㎡ (72.31坪)
- 土地価格 / **786**万円 ~ 1,090万円

角地や南面宅地など  
お庭を広く計画しやすい  
宅地形状が魅力!

街の資産価値を  
高める外構計画も  
ご提案します。

■かがやきの街全体概要●所在地 / 亀山市川合町310他●交通 / JR井田川駅徒歩約8分(620m)●開発総面積 / 2,455.61㎡●地目 / 宅地●用途地域 / 無指定●都市計画区域 / 区域区分が定められていない都市計画区域●建ぺい率 / 60%●容積率 / 200%●道路幅員 / 6m●設備 / 中部電力、市営上水道、集中プロパンガス、公共下水●その他 / 水道加入金129,600円(税込)、下水負担金200,000円(税込)●工事完成 / 平成29年7月(予定)●開発許可番号 / 三重県指令四建第KK14280160号(平成29年1月11日)●売主 / 三重県住宅生協●建築条件付宅地分譲概要●今回分譲区画数 / 6区画●土地面積 / 194.00㎡ (58.68坪) ~ 239.06㎡ (72.31坪)●土地価格 / 786万円 ~ 1,090万円※確定測量前につき面積、価格は変更となる場合がございます●建築停止条件付 / この土地は土地売買契約後3ヶ月以内に三重県住宅生協と住宅建築請負契約を結んでいただくことを停止条件として販売いたします。土地売買契約後、建築設計のお打ち合わせをしていただきますが、3ヶ月以内に住宅の建築請負契約が成立しない場合は売買契約は白紙解約とし、申込金、手付け金などの受領済金は全額無条件で返還いたします。●広告制作日 / 平成29年5月31日●広告有効期限 / 平成29年7月末日



現地にスタッフが常駐していません。  
必ずお電話の上で来場くださいませ。

お問い合わせ先

鈴鹿住まいの情報センター

**☎059-379-5736**

〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山四丁目18-10  
受付時間 [AM10:00~PM6:00]  
定休日 [水・木曜日]

四日市住まいの情報センター

**☎059-350-3355**

〒510-0834 四日市市ときわ五丁目1-22

津住まいの情報センター

**☎059-233-3334**

〒514-0116 津市夢が丘一丁目2-4

松阪住まいの情報センター

**☎0598-25-0861**

〒515-0821 松阪市外五曲町85-3

伊勢住まいの情報センター

**☎0596-29-0720**

〒516-0805 伊勢市御園町高向641-1

家も土地も もっと身近に ~ずっと残したい 家づくり、街づくり~

**JSK 三重県住宅生協**

□宅地建物取引業免許 三重県知事(14)第254号□建設業許可 三重県知事許可(特-26)第15428号□(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟

[本部]  
〒514-8540 津市栄町一丁目891  
(三重県勤労者福祉会館1F)  
TEL.059-225-0851 FAX.059-225-0337

三重県住宅生協

検索

最新情報をチェック  
したい方は即検索

こちらからも  
最新情報をご覧  
いただけます!



住まいに関することなら  
なんでもご相談いただけます。

新築

建替え

増改築

リフォーム

不動産仲介



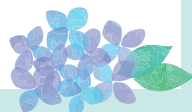
若者の就職を応援します! **ご案内**  
**おしごと広場みえ**

公益財団法人三重県労働福祉協会は、三重労働局(厚生労働省)の委託を受け、三重県や国の機関等と連携し、若年者を対象に求職相談や求人情報提供、就職活動に役立つセミナーの開催など、総合的な就職支援を行っています。



**おしごと広場みえ**

**受付時間** 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00  
**住所** 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階  
**T E L** 059-222-3309  
**H P**   で検索!



～ 非正規 から 正規雇用 へ ～

**「おしごと広場みえ」では若者の正規雇用を目指し、様々な支援を行っています**

◆ **適職さがし応援プロジェクト**

正規社員として長く働くためには、マッチングが重要です。就活実践セミナー+職場体験実習の活用で、適職さがしを応援します。

◆ **仕事の魅力発見!! 職場体験実習**

様々な業界の職場を訪問し、業務の内容を見学・体験することで職業選択の可能性を広げます。

◆ **逆指名型交流会**

仕事を求める若者と企業担当者の立場が入れ替わる交流会です。就職機会の拡大で、若者の就職を応援します。

◆ **職業訓練活用インターンシップ**

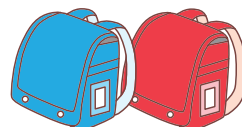
職業訓練受講者に訓練内容と関連する企業でのインターンシップを実施し、自信をもって就職できるよう支援します。

**企業の皆様へ**

インターンシップや職場見学会の受け入れにご協力をお願いします。ご協力いただける企業様は、上記にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

**皆さまのご協力に心よりお礼申し上げます**

日頃より古切手収集にご関心、ご協力いただきましてありがとうございます。平成28年度収集分約4.3kgを寄贈いたしました。また、前号(春号)で「**想い出のランドセルギフト**」についてご紹介したところ、ランドセル11個及び学用品の寄贈があり**JOICFP**に海外輸送費を添えて送りました。皆さまのご協力に対し、心からお礼申し上げます。**三重県勤労者福祉会館・管理事務所**では引き続き古切手収集を行っております。ご協力よろしく申し上げます。



8				2			
	9	7	4				
			3				5
3	7	4		1	(A)		
				2	9		8
	5		1	7			
(B)	4		3	9	8	7	
		9					8

「はなししょうぶクイズ」  
 (A) (B) それぞれに入る数字を答えて下さい。

● **応募要項** ●

- ☆官製ハガキ、またはメールで答え・郵便番号・自宅住所(アパート名など正確に)・氏名・組合名・機関紙に対するご意見・ご感想を書きそえて下さい。抽選で**20名**の方に**図書カード**をお送りします。
- ☆あて先: 〒514-0004 津市栄町1-891 三重県労協 「はなししょうぶNo333」係
- ☆E-mail: mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp
- ☆締切: 7月25日(火)必着
- ☆当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

**皆さまからのご意見ご感想をお寄せください!**

「はなししょうぶ」へのご意見やご要望etc...なんでも結構ですので、お便りお待ちしております。 ご投稿いただいた個人情報は機関紙「はなししょうぶ」の掲載に使用するものです。